

## 地域未来創造総合補助金「起業化支援サポートチーム」取扱要領

令和7年4月1日

(趣旨)

第1条 地域未来創造総合補助金の事業の実施にあたり、地域の活力づくり等に向けた持続可能な取り組みの立ち上げから定着までを見通して、専門的な立場から指導、助言を行う起業化支援サポートチームを設け、地域の取り組みを支援するものとする。

(メンバーの選定等)

第2条 起業化支援サポートチームのメンバーは、おおいた創生推進課長又は振興局長が、補助事業者等の意向も踏まえ、専門家の立場から、指導、助言できる者を選定し、別紙様式1により委嘱するものとする。

2 振興局長がメンバーを選定した場合は、おおいた創生推進課長に報告するものとする。

(メンバーの役割)

第3条 起業化支援サポートチームのメンバーは、地域の活力づくり等に向けた持続可能な取り組みの立ち上げから定着までを専門家の立場から、指導、助言するものとする。

(費用負担)

第4条 起業化支援サポートチームのメンバーが、具体的な事業の支援に当たり必要となる報償費及び費用弁償については、県の各種規定に基づき、関係する振興局において支出を行うものとする。なお、報償費は予算基準単価表に基づき支給できるものとする。

2 前項に必要な予算は、おおいた創生推進課が予算の範囲内で令達するものとする。

(支援報告書)

第5条 起業化支援サポートチームの支援を受けた振興局においては、別紙様式2により、支援結果報告書をまとめるものとする。

(様式1)

地域未来創造総合補助金  
起業化支援サポートチーム委嘱状

あなたを、地域の活力づくり等に向けた持続可能な取り組みを立ち上げ、その定着までを指導・助言する起業化支援サポートチームに委嘱します。

令和 年 月 日

大分県知事 ○○○○

(様式2)

## 支 援 報 告 書

(振興局名： )

日 時		場 所	
サポートチームメンバー名		支援対象事業	
支援要請の目的			
指導及び助言の概要			
今後の対応			